

女性のための法律相談実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は女性のための法律相談の実施にあたり必要な事項を定める。

(相談員)

第2条 相談員は船橋市女性のための法律相談員に関する基準(平成9年4月1日施行)により委嘱した弁護士の資格を有する者とする。

(実施日時及び場所)

第3条 実施日時及び場所は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日時

毎月第1木曜日 午前9時30分から午後2時30分まで

毎月第3月曜日 午後4時から午後8時まで

毎月第4水曜日 午後1時から午後5時まで

ただし、当該日が船橋市男女共同参画センターの休館日(以下「休館日」という。)にあたる場合は翌開館日に振替実施するものとする。また、必要に応じて実施日時を変更できるものとする。

(2) 場所

男女共同参画センター

(相談の方法及び時間)

第4条 法律相談員との面談により1回につき40分以内とする。

(相談対象)

第5条 市内在住、在勤、在学の女性とする。ただし、訴訟中、調停中及び弁護士に依頼している案件は対象外とする。

(利用回数)

第6条 1人月1回までとする。2回続けて利用できるものとするが、その場合においては最後に利用した月の翌月から起算して3か月は利用できないものとする。なお、相談内容の引継ぎは行わない。

(録音の取扱い)

第7条 相談内容は録音することができない。

(相談予約の申込)

第8条 相談希望者は次の各号に掲げる申込期間に男女共同参画センターへ申込みする。なお、電話申込、窓口申込等形態は問わない。

(1) 申込開始日は前月の20日とする。ただし20日が休館日にあたる場合は翌開館日とする。

(2) 申込受付時間は男女共同参画センター開館日の午前9時から午後5時までとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。